

全国生活保護裁判連絡会・第27回総会は奈良で開催予定！！

全国生活保護裁判連絡会（生保裁判連）の2021年総会・交流会は、

2021年11月6日(土)午前9時30分から

の予定で、奈良県（場所未定）で開催されます。

新型コロナウイルス感染症問題の収束が見えない中、昨年度に引き続きオンラインを活用する形での実施を予定しております。ぜひお楽しみに。

そして、第27回総会・交流会のプレ集会は！

今秋開催予定の全国生活保護裁判連絡会第27回総会・交流会に先立ち、同連絡会主催のプレ集会在、

2021年6月20日(日)午後、奈良県生駒市で開催予定です。

座席間隔を十分に取るなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を図った上で開催予定です。

ふるってご参加下さい！



各地の闘いの報告

画期的勝訴！ いのとり・大阪地裁判決

大阪弁護士事務局長 和田信也

1 はじめに

2021年2月22日、大阪地方裁判所第2民事部（森鍵一裁判長）は、生活保護基準の引下げ処分を取り消しと国家賠償請求を求めた原告の請求に対し、国家賠償請求は棄却したものの、厚労大臣の「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」として、生活保護基準の引下げ処分の違法性を認めて、これを取り消す判決を言い渡した。

本判決は、生活保護基準を定めた厚労大臣の告示の違法性を認めた点で、画期的な判決であり、同種事件の判決である令和2年6月25日の名古屋地裁判決を克服した重要な判決である。

2 本判決の判断枠組み

本判決は、いわゆる堀木訴訟（最高裁昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）及び老齢加算廃止訴訟（最高裁平成24年4月2日）の判例を引用し、厚労大臣に裁量を認め、「主として保護基準の改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきもの」と判示し、

従前の判例（平成24年4月2日の老齢加算廃止訴訟最高裁判決）と同様の立場をとった。

3 デフレ調整の違法性

しかし、本判決は、老齢加算廃止訴訟とは異なり、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性が無いとして、当該告示に基づく処分の違法性を認め、これを取り消した。

本判決が問題視したのは、「デフレ調整」である。すなわち、①平成20年を起点として、平成23年の物価と比較した点、②「生活扶助相当CPI」を用い、物価下落を△4.78%と計算した点の2点である。

4 平成20年を起点とした点について

本判決は、「平成20年は、多くの食料品目の物価が上昇したことにより、消費者物価指数（総合指数）が11年ぶりに1%を超える上昇となった年であり、特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が大きくなることは、明らかであった」と指摘し、この平成20年の特異な物価上昇の点を何ら配慮しなかった点において、統計などの客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くと判断した。

5 生活扶助相当CPIを用いた点について

（1）生活扶助相当CPIとは、総務省が作成する消費者物価指数（CPI）を基礎に、今回の生活保護基準引き下げのために厚労省が新たに作成した物価指数である。

総務省が作成する消費者物価指数は、一般家庭が何をどの程度購入するかを、家計調査を基礎に算出し、商品・サービ

スの価格を指数で示したものである。これに対し、生活扶助相当CPIは、家計調査の対象となる商品・サービスのうち、生活扶助費の支給対象となる商品・サービスのみに限定して、その価格を指数で示したものである。

（2）消費者物価指数では、平成20年から平成23年にかけての物価変動は△2.35%であったが、厚労省作成による生活扶助相当CPIでは、△4.78%と大きく下落していた。

下落率の違いに着目した本判決は、生活扶助相当CPIを利用して生活扶助基準を改訂することは、一般的世帯よりも被保護者世帯の方が物価の下落による実質的な可処分所得の増加という影響を強く受けること（最低限度の生活を営むのに要する費用の減少割合が一般的世帯の消費支出の減少割合よりも大きいこと）を前提としており、これを裏付ける統計や専門家の作成した資料等はないと判示した。

（3）さらに、本判決は、生活扶助相当CPIの下落率が、消費者物価指数よりも著しく大きくなった理由を、自ら統計を用いて計算し、教養娯楽の費目（テレビ、ビデオレコーダー、パソコン等）の物価の大幅な下落が、最大の原因であると判断した（支出に占める教養娯楽の割合は、一般的世帯は11.45%に対し、被保護者世帯では、わずかに5.6〜6.4%であった）。

（4）上記計算にあたっては、社会保障生計調査が基礎資料とされた。本判決は、同調査が網羅的な統計ではないことを認めながら、少なくとも、被保護者世帯では、教養娯楽の支出が相当低いという特徴（統計等の客観的な数値）を見出す

ことはでき、その特徴(統計等の客観的な数値)に整合するよう専門的知見を駆使した形で生活扶助基準の改定を試みる事が望まれること、そうして初めて統計等との客観的な数値等との合理的関連性を備え、かつ、専門的知見と整合したものに達すると判示した。

加えて、本判決は、統計等の客観的な数値に真摯に向き合い、専門的知見に基づいて冷静に分析すれば、探知することができたと判示し、統計を軽視した国を厳しく批判した。

6 本判決の評価

本判決は、統計から読み取るべき特徴や傾向をも踏まえなければ、違法があるとした点で、厚労大臣の裁量権の範囲を厳しく制限するものである。実質的には、専門家による専門的知見を踏まえなければならぬと判断したに等しく、画期的な判決である。

相次ぐ生活保護ケースワーカーの刑事事件

吉永 純 (花園大学)

2020年12月22日に、大津地裁で滋賀県米原市の生活保護ケースワーカー(以下、CW)が、生活保護利用者による、いわゆる不当要求に抗しきれず、職場の組織的支援が不十分な中で、孤立した末、利用者を殺そうとした殺人未遂事件の判決があった(懲役3年執行猶予5年、求刑懲役5年)。

この事件の経過をみると、2020年

3月26日に京都地裁で判決があった、京都市向日市の事件と酷似する(判決は求刑通りの懲役1年6月とした上で、執行猶予3年を付した)。向日市の事件は生活保護CWが、不当要求の末に、利用者が引き起こした死体遺棄事件に関与した事件である。本稿では、米原市の事件を紹介する。

1 判決の概要

各報道によれば、A被告は、2019年10月から被害者男性を担当したが、いわゆる不当要求に苦しみ、男性と円滑な関係を築くため、次第に勤務時間外の私的な要求にも応じるようになり、ユーザーに投稿するための動画撮影の手伝いなどを頼まれ引受けていた。A被告は手伝いを止めたいなど男性に申し出たが同意を得られなかったため、ついには殺害を決意し、同年12月24日夜、長浜市の自動車内で、男性の腹部を包丁で刺し、全治約10日間のけがを負わせ、殺人未遂などで起訴された。

判決は、被告が動画撮影について家族や上司に相談するなどの選択肢を取らず、男性を殺害しようとしたことについて、「(犯行動機は)短絡的で身勝手」と

断じる一方、業務の過重な負担や男性からの度重なる理不尽な要求に追い詰められた末の犯行と認め、「経緯や動機は相当程度同情の余地がある」などとして、懲役3年執行猶予5年(求刑懲役5年)とした。

2 事件に至る経過

A被告は、2019年10月に同僚の生活保護CWが、本件被害者男性からの不当要求のため病気で休職したことから、米原市の生活保護世帯約140世帯を一人で担当することになった。生活保護CWは、保護世帯80世帯を担当することになっているから(社会福祉法15条1項2号)、A被告は約1.7倍以上の世帯を担当することになった。

A被告は、男性の対応に苦しみながら仕事を続けた理由を「逃げたらCWがいなくなる。どんな手を使っても続けなければと思った」と答えている。しかし、男性への機嫌取りで男性の動画撮影に協力し、深夜や休日まで呼び出されることなどが続くに及び、A被告は、犯行動機を「男性から解放されたい」という普通の判断ができなかった」という精神状態に至った。また、A被告は男性を担当する前の2018年秋と2019年6月に人員削減などで業務量が増え精神科で適応障害と診断されている。A被告はCWの増員を上司に願っていたが、「人が足りない」と受け入れられていない。判決は、米原市の対応について「配慮が十分にされず、負担が飛躍的に増して追い詰められていった」と指摘した。

3 事件の検討 小規模福祉事務所CWの受難

本件と向日市の事件との共通点は、まず、元暴力団関係者等による不当要求が

原因であったこと、また、担当世帯等の多さ(向日市のCWも110世帯を担当していた)による過重負担が重なり、不当要求に対する福祉事務所の組織としてのバックアップがなく、CWが一人で不当要求を抱え込んでいたこと、勤務時間外にも利用者の個人的要求に対応していたこと、こうした積み重ねの末の事件であったことである。もとより両人が起こした犯罪は決して許されるものではないが(ちなみに両人とも懲戒免職となっていない)、判決も言及したように、いわば、不当要求者とバックアップなき職場の板挟みに苦しみ、個人的に不当要求を解決しようとした末に犯罪に手を染めた「被害者」としての側面は否定しがたい。

また、両被告が勤務していた福祉事務所は、米原市が2人のCW、向日市が5人のCWを標準数とする小規模事務所であった。こうした小規模事務所の場合、対人支援である複雑な生活保護業務についての蓄積がなされにくく、困難事例への対応に支障を来す場合が少なくない。

原因であったこと、また、担当世帯等の多さ(向日市のCWも110世帯を担当していた)による過重負担が重なり、不当要求に対する福祉事務所の組織としてのバックアップがなく、CWが一人で不当要求を抱え込んでいたこと、勤務時間外にも利用者の個人的要求に対応していたこと、こうした積み重ねの末の事件であったことである。もとより両人が起こした犯罪は決して許されるものではないが(ちなみに両人とも懲戒免職となっていない)、判決も言及したように、いわば、不当要求者とバックアップなき職場の板挟みに苦しみ、個人的に不当要求を解決しようとした末に犯罪に手を染めた「被害者」としての側面は否定しがたい。

京都市63条返還審査請求事件、実質勝利！ 弁護士 吉田雄大

1 事案の概要

Aさん(1944年3月生まれ)は、無年金ではあったものの、パートをしつつ長男とともに生活保護を利用していた。当然ながら、Aさんは毎月の収入申告を欠かさず行っていた。後の自己情報開示で得られた資料からは、勤務先からの給与明細の写しとAさんが用いていた通勤定期券の写しが、収入申告書に添付されていた。

ただ、収入申告書をつぶさにみると、「1 働きの収入」欄の中には「総収入」「就労日数」に加えて「必要経費」欄も設けられており、多くの月は各欄にAさんの字で数字が記入されていた。しかし必ずしも徹底されておらず、「別紙のとおり」とだけ書かれている月もあったし、全く何も書かれていない月さえあった。

また、同申告書の「5 2と4の収入を得るために要した必要経費(有・無)」欄はおしなべて空欄、つまり「有」「無」のいずれにも○がされず、必要経費額の大部分も未記入のままの月が大半であった。

後にわかったことだが、Aさんは自身の住所や名前のほかには、漢字を書くことが難しかった。Aさんは目の前の担当ケースワーカーから言われるまま数字を書き込んでいたに過ぎず、その指示も場当たり的で、福祉事務所は実際にはAさんが持参する給与明細や通勤定期券をもとに、収入認定及び経費控除の処理を行っていたのが実情であった。

極めつけは2014年1〜2月ころ



作成されたと思われる収入申告書であり、作成日付すら未記入の状態で見送られていた。

2 63条決定に至る経緯

(1) Aさんは2014年3月に70歳の誕生日を迎え、京都市敬老乗車証の支給対象となった。京都市条例によれば住民税非課税者でさえ月額3000円の負担金が必要で、生活保護利用者に限り負担金なしで同乗車証の利用が可能となっている。このため負担金見込額通知の前提として、担当部署は本人が生活保護を利用しているか否か把握する必要がある。

ちょうど通勤定期券の更新時期と重なっていたこともあり、Aさんは誕生日前に担当ケースワーカーに相談に行き、身分証明書代わりに保護受給証明書の発行を受け、その足で敬老乗車証を受け取っていた。

つまり福祉事務所は、70歳になったAさんが敬老乗車証を得て交通費が無料になるとの情報をもと、二つのルートで得ていたものと思われる。

(2) 敬老乗車証発行後の2014年4月の収入申告書からは、「1 働きによる収入」欄中の「必要経費」欄は全て空欄になり、また、当然ながら通勤定期券の写しも全く添付されなくなった。しかし福祉事務所は同月以後も、通勤定期券相当額(月々9240円)の経費認定を続けていた。

当時の担当者の心中は知る由もないが、通勤費用がかからなくなったのであるから空欄にしておけば良いといった、軽い考えであったのであろう。しかしその一方で、上記経費認定継続の結果、保護費は過支給されることになった。

(3) 福祉事務所が計算ミスに気づいたのは約3年後、2017年5月ころのことであった。このころ福祉事務所は、過支給分について法63条による返還決定を検討していると、Aさんに自立更生控除のための費用として何か予定しているものがないかと尋ねている。

しかし、Aさんの場合、返還対象とされた31万円あまりのお金は過去約3年に亘る過支給の累積に過ぎず、当然ながら日々の生活の中で使い切ってしまった。いちおう洗濯機の買い換えを断念したとのAさんの言葉が記録上残されているものの、現実には購入費用を捻出するためには、今後支給される保護費からやりくりするほかなかった。

自立更生控除を一切不要とする福祉事務所の判断はいわば、「ためにする決定」というべきものであった。

3 審査請求の取り組み

生健会経由でAさんから相談をお聞きした時点で、審査請求書は提出済みであった。

まずは自己情報開示手続きを通じケース記録を入手して福祉事務所の処理の杜撰さを確認するとともに、弁明書を踏まえた反論書では、上記2に記載した事実を徹底的に「ねちこく」指摘した。さらに福祉事務所の過誤による過支給事案に関する東京地裁平成29年2月1日判決の判旨を引用して、Aさんには何の落ち度もないから返還決定自体が福祉事務所の裁量権を逸脱していると指摘した。

また、口頭意見陳述の実施に先立ち「質問事項通知書」を提出した。その内容を要約、抜粋すると、以下のようになる。

①収入申告書の作成経緯・添付資料
②同申告書内「1 働きによる収入」欄中の各欄の裏付け資料
③上記各欄が未記入の場合の扱い
④2014年4月以降は収入申告書の「必要経費」欄が例外なく空欄となっているが、如何にして金額を確認したのかありていと言え、処分担当者に對する事実上の反対尋問を行いたいということである。行政不服審査法改正で審査請求制度が大幅に変わったことで、口頭意見陳述が単なる「意見を述べる場」でなくなったことを最大限活用しようと考えた。

また、Aさんが識字を苦手に行っていることも、自己情報開示請求で得られた資料から判明しており、収入申告書中にもケースワーカーが代筆した箇所が随所にみられた。口頭意見陳述の場でも、この点を確認する質問を行った。

4 審査請求の審理

口頭意見陳述には福祉事務所担当者3名が出席したが、たとえば裁判所で証言するときとは大きく異なり、さほど防御的な姿勢を示すことはなかった。行政訴訟のように代理人からの「指導」がないことも大きな要因であろう。さすがに正面からミスを認めることこそなかったものの、事実関係についてはほぼありのまま話してくれた。

質問後にはざっくりばらんな話もし、今からでも自立更生控除のためのお金を「貯める」形は取れないかといった話まですることができたが、別の事情(本稿では割愛する)があったため、実際に自立更生計画を立案することができないまま、実に2年以上が経過してしまっただけで、審理員意見は棄却すべきとのものであつたが、新たな審査請求制度で創設された行政不服審査会は2020年11月12日、「本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない」とする答申を行った。

5 審査会答申の内容

答申では、まず、敬老乗車証取得の可能性について(福祉事務所が)3年以上の間気付くことができなかったのか疑問が残る」とした。また、必要経費の認定についても、「平成26年4月以降は、処分庁が何をもちて通勤に要する経費を認定したのかを確認することができない」とした上で「通勤に要する経費について必要な確認を行わず、漫然と通勤に要する経費の認定を行っていた」として、福祉事務所の判断の杜撰さを厳しく指摘した。

その上で、「処分庁は、どのような過誤があり、それがなぜ故意でないのか、重過失はなかったのかという点について、どのような調査を行って、故意又は重過失がないことを前提に本件処分を決定したのか明らかではなく、これらの点について、考慮すべき点を考慮せずに本件処分を行ったと言ふほかない」と判断し、「本件処分は、費用返還に係る検討の過程において調査すべき事項について調査を尽くすことなく、考慮すべき処分庁の責任において考慮されていないにもかかわらず、行われたものであり、違法又は不当であるとの評価は免れない」とした。

さらに「付言」末尾には、「自立更正費控除について(中略)口頭意見陳述の際の発言にもあるように審査請求人が控除不要の旨を申し立てたのは、現在の資料では洗濯機の購入が不可能であつた

ためであり、審査請求人の世帯の経済的事情や自立更生に資する需要の有無等について十分に考慮することが望ましい」とも述べてくれた。

6 現在の状況

上記行政不服審査会答申を受け、2021年1月15日付けでいわゆる自庁取消しがなされ、法63条に基づく返還決定自体が取り消された。その決定理由には「就労収入に係る必要経費の認定に過誤があつたため生じた生活保護費の過払額について、1の決定により費用返還を求めていましたが、決定に至る経過等を再度調査し、検討し直す必要があるため」と書かれている。

現在はこの自庁取り消しを受け、却下判決が出るのを待っているところだが、生健会経由で福祉事務所に問い合わせを行ったところ、新たな返還決定は予定していないとのことであった。

福祉事務所の過誤払いを理由とする63条返還決定に関し、平成29年東京地裁判決の判旨に沿った形で行政不服審査会が的確な判断を行った事例として紹介する。

と

